

平成26年 2月24日

各 位

会 社 名 カルナバイオサイエンス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 吉野 公一郎
 (コード番号：4572)
 問合せ先 取締役 経営管理本部長 相川 法男
 (TEL. 078-302-7075)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月21日開催の取締役会において、平成26年3月25日開催予定の第11回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性、流動性の向上に資するため、平成26年1月1日を効力発生日として1株を100株に分割するとともに単元株制度の採用を行いました。

それに伴い、議決権を有しない単元未満株式の権利を定めるために、定款第8条（単元未満株式の権利）を新設するとともに、株主の皆様へのサービス拡充の観点から単元未満株式の買増制度を新設するため、第9条（単元未満株式の売渡請求）を併せて新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 30,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第7条 (現行どおり)
(新 設)	(<u>単元未満株式の権利</u>) 第8条 <u>当社の単元未満株主は、その有する</u> <u>単元未満株式について、以下に掲げる</u> <u>権利以外の権利を行使することができ</u> <u>ない。</u> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による取得</u> <u>を請求する権利</u> <u>3. 募集株式又は募集新株予約権の割当て</u> <u>を受ける権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第<u>8</u>条～第<u>34</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(单元未満株式の売渡請求)</u></p> <p>第<u>9</u>条 当社の株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができる。</p> <p>第<u>10</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年3月25日(火)
定款変更の効力発生日	平成26年3月25日(火)

以 上